



住民税の注意点

第265回

上田さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：こんにちは。上田さんはマレーシアに転勤されるそうですね。

上田さん：はい。今年の10月から2年間の予定ですが、新型コロナウイルスの状況によっては、出国が年明けになるかもしれません。出国が年内か年明けかによって、住民税の取扱いが異なると聞いたのですが。

みらい：はい。住民税は「前年の所得」に対し課税される税金で、その年の1月1日に日本に居住しているか否かで、その年の納税義務が決まります。ですから、2020年12月31日に出国すれば2021年度の住民税の納税義務はありませんが、2021年1月1日に出国すれば、その年の1月1日に日本に居住していることになり、納税義務を負うこととなります。

上田さん：出国が1日違うだけでも住民税の支払いが随分と異なるのですね。帰国した年はどうなりますか。

みらい：2022年9月30日に帰国した場合には、2022年1月1日現在、国内に住所がありませんので、住民税は課税されません。翌年の2023年度については住民税が課税されることとなります。ただし、出国時点における海外勤務期間が1年未満の予定である場合には、原則として国内に住所がある「居住者」として扱われ、1月1日現在海外に居住していても、住民税が課税されることになっています。

上田さん：出国に際して手続きすることはありますか。

みらい：海外勤務期間が1年以上の予定であれば、現在お住まいの市区町村に「国外転出届」を提出して下さい。原則として1月1日の住所により納税義務が判定されますので、現在お住まいの市区町村より住民票を抜いてもらうための手続きです。そして、現在納

付中の住民税の精算を行う必要があります。

上田さん：現在課税されている住民税については、会社で毎月の給与から天引きされて納付をしていますが、確か、翌年の5月まで分割納付することになっていたと思います。

みらい：そうです。その場合、勤務先で残りの税額を「一括徴収」する方法で精算すると便利です。もし、一括徴収できない場合には、納税者本人が納付書で未納分をまとめて納付するか、または納税管理人を指定して、納税事務を代行してもらうことになります。

上田さん：納税管理人は誰にしたら良いでしょうか？

みらい：納税管理人は、納税者本人を代理して、納税に関する手続きを行います。一般的にはご家族を指定される方が多いですが、税理士や会社に依頼することも可能です。納税管理人を指定する場合には、こちらについても届出をする必要があります。転出届と併せて市区町村へ提出してください。

上田さん：よくわかりました。ご相談させていただき、疑問点が解決しました。ありがとうございました。

みらい：お役に立てて良かったです。それでは気をつけて行ってらっしゃい！

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア
URL：http://www.miraic.jp/

The Daily NNA (PDF) が WEB サイトからダウンロードできます！

ご利用にあたり WEB サイトへのログインが必要です。

PDF のみのご契約者様は、NNA 倶楽部に登録しパスワードを設定してください。

詳細はこちら